

第39期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- ① 事業報告
 1. 会社の現況のうち、直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、従業員の状況、主要な借入先の状況、その他会社の現況に関する重要な事項
 2. 株式の状況
 3. 新株予約権等の状況
 4. 会社役員の状況のうち、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項
 5. 会計監査人の状況
 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ③ 計算書類の「個別注記表」
- ④ 会計監査人の監査報告書 謄本
- ⑤ 監査役会の監査報告書 謄本

第39期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

株式会社 ビーアンドピー

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただき、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社の現況

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年10月期)	第 37 期 (2022年10月期)	第 38 期 (2023年10月期)	第 39 期 (当事業年度) (2024年10月期)
売 上 高(千円)	2,549,241	2,915,000	3,174,318	3,536,204
経 常 利 益(千円)	271,291	377,338	453,347	551,262
当 期 純 利 益(千円)	189,604	240,390	300,001	391,885
1 株当たり当期純利益 (円)	82.44	104.74	130.64	171.24
総 資 産(千円)	3,191,643	3,517,837	3,786,978	4,136,729
純 資 産(千円)	2,752,979	2,916,845	3,120,872	3,426,229
1 株当たり純資産額 (円)	1,196.95	1,271.09	1,365.98	1,493.83

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
セールスプロモーション事業	多品種少量生産型のインクジェットプリント、オフセット印刷・シルクスクリーン印刷・オンデマンド印刷等の少品種多量生産型のプリント、デジタルサイネージ機器や映像配信システムの販売、オーダーグッズ制作、拡張現実 (AR) 技術を活用した販売促進用広告物の制作等
ウェブプロモーション事業	サインディスプレイ専門サイト「インクイット」の運営等

(3) 主要な営業所及び工場 (2024年10月31日現在)

名 称	所 在 地
大 阪 本 店	大阪市西区江戸堀 2-6-33 江戸堀フコク生命ビル 3 F
東 京 本 社	東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM東八重洲ビル 1 F
横 浜 フ ァ ク ト リ ー	横浜市神奈川区守屋町 3-9 4号棟
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区名駅 5-21-8 船入ビル 1 F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区博多駅前 4-20-23 セントラルビル 215
京 都 営 業 所	京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町 294

(4) 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名 (16名)	11名増 (3名増)	37.6歳	9年

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 当社はインクジェットプリントを主力とするセールスプロモーション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(5) 主要な借入先の状況 (2024年10月31日現在)

該当事項はありません。

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,293,591株 (自己株式10,209株を除く)
- (3) 株主数 2,988名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
英知興産株式会社	1,270千株	55.37%
吉岡裕之	113	4.92
上田八木短資株式会社	61	2.68
小島洲雄	48	2.10
ビーアンドピー従業員持株会	41	1.81
永井詳二	38	1.65
和田山朋弥	25	1.12
富安理之	22	0.98
株式会社 SBI 証券	22	0.98
和田山英一	14	0.63

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年2月15日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年3月4日付で取締役 (社外取締役を除く。) 4名に対して自己株式5,100株の処分を行っております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年10月31日現在)

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年9月27日	
新 株 予 約 権 の 数		70,000個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式	70,000株
		(新株予約権 1 個につき	1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり	1,080円
		(1 株当たり)	1,080円)
権 利 行 使 期 間		2021年10月21日から 2028年9月20日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	6,000個
		目的となる株式数	6,000株
		保有者数	2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	900個
		目的となる株式数	900株
		保有者数	1名
	監 査 役	新株予約権の数	2,400個
		目的となる株式数	2,400株
		保有者数	1名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ④ 株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 監査役高橋正幸は、当社従業員として在籍時に付与対象者として新株予約権を付与されており、その後2023年1月に監査役に選任され、就任しております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役野村祥子氏は、堂島法律事務所のパートナー弁護士、株式会社神戸物産の社外取締役（監査等委員）、株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）及びシノブフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鳥山昌久氏は、公認会計士・税理士鳥山事務所の所長、株式会社ブレイク・フィールド社及び株式会社アクティブアンドカンパニーの社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西 端 雄 二	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の監督機能を果たしております。
取締役 伊 藤 寛 治	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の監督機能を果たしております。
監査役 野 村 祥 子	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 鳥 山 昌 久	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として2016年8月29日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており（2022年3月改定）、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、委任型執行役員、雇atype執行役員（以下、委任型執行役員及び雇atype執行役員を総称して執行役員という。）及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役、執行役員及び従業員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
 - ロ 取締役会は、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款等を遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
 - ハ 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
 - ニ 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
 - ホ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
 - ロ 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「リスク管理規程」を制定し、社長執行役員の下、社長室が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
 - ロ 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ロ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。
 - ロ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑥ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ロ 当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - ハ 当社の取締役、執行役員及び従業員は、重要な法令や定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

- ニ 当社の取締役は、上記ロ又はハの報告をしたことを理由として取締役、執行役員又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
- ホ 監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ロ 内部監査室は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査室に報告を求める。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、社長室を内部統制の担当部門とし、社長執行役員を委員長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
 - イ 当社は、2017年1月30日の取締役会にて決議された「反社会的勢力対応の基本方針」において反社会的勢力など一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役、執行役員及び従業員の義務とする。
 - ロ 当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、当社の取引先についても確認を行うなど、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行
取締役会規程を制定し、取締役が法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を17回開催し、原則として取締役及び監査役全員参加のもと、各議案について活発な意見交換の上で、審議、意思決定、業務執行状況の監督がなされております。
- ② 監査役の監査
監査役会規程を制定し、監査役の監査の実効性が確保されるよう徹底しております。当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役全員参加のもと、監査計画、監査実施状況、監査結果について活発な議論をしております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各種書類の閲覧や役職員への質問を通じて業務執行の状況を監査しております。さらに、会計監査人、内部監査担当者との意見交換を行い、緊密に連携して監査を実施しております。
- ③ リスク管理
リスク管理規程、コンプライアンス規程を制定し、役職員がリスクを把握・管理し、コンプライアンス違反を抑止するよう徹底しております。また、社長室が従業員向けのコンプライアンス研修を年2回実施し、社内での啓蒙に努めております。

株主資本等変動計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計	
		資 準 備 金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			自己株式 処分差益			別途積立 金	繰越利益 剰余金				
2023年11月1日 残	286,000	276,000	763	276,763	2,500	840,000	1,739,549	2,582,049	△23,941	3,120,872	3,120,872
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額											
新株の発行(新株 予約権の行使)	2,052	2,052		2,052						4,104	4,104
剰余金の配当								△98,242		△98,242	△98,242
当 期 純 利 益							391,885	391,885		391,885	391,885
自己株式の取得									△39	△39	△39
自己株式の処分			△336	△336					7,986	7,650	7,650
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,052	2,052	△336	1,715	-	-	293,643	293,643	7,946	305,357	305,357
2024年10月31日 残	288,052	278,052	427	278,479	2,500	840,000	2,033,192	2,875,692	△15,994	3,426,229	3,426,229

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------|---------------|
| ① 仕掛品 | 個別法による原価法 |
| ② 原材料・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |
- (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|------------------------|---|
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 2～15年 |
| 機械及び装置 | 2～4年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～8年 |
- | | |
|------------------------|---|
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | ソフトウェア
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 |
|------------------------|---|
- のれん
10年間で均等償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- | | |
|------------------------------|--|
| ① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容 | 当社は、インクジェットプリントを主力としており、顧客との間に締結した販売契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する（引き渡す）義務があることを認識しております。 |
| ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 | 当社は国内販売のみを行っており、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が、顧客との契約内容並びに出荷及び配送日数に照らして通常の期間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。 |

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の自販機収入の表示方法の変更

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「自販機収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 105,697千円

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は業績予想に基づき将来の課税所得を予測し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

業績予想については収益及び費用に関して過年度実績や策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮した仮定となっておりますが、経済動向等の不確実性が含まれているため、予想の前提条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

取締役・監査役に対する金銭債務 144,286千円

主な内容は、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決定に伴う長期未払金です。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,303,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 10,209株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年1月26日 定時株主総会	普通株式	98,242	43	2023年10月31日	2024年1月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	137,615	60	2024年10月31日	2025年1月29日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 62,400株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,749千円
未払事業所税	891千円
貸倒引当金	1,088千円
賞与引当金	30,208千円
長期未払金	44,140千円
資産除去債務	4,257千円
譲渡制限付株式報酬	4,983千円
株式取得関連費用	11,693千円
その他	1,562千円
繰延税金資産合計	106,575千円
繰延税金負債	
その他	△877千円
繰延税金負債合計	△877千円
繰延税金資産の純額	105,697千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。余裕資金につきましては安全性の高い短期的な現金及び預金で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。長期未払金については、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理に関する社内規程に従い、営業債権について経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。営業債務である買掛金や役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る長期未払金について、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

- ① 2024年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	79,669	53,426	△26,243
資産計	79,669	53,426	△26,243

- ② 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
長期未払金	144,250

長期未払金については、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であり当該役員の退職時期が特定されていないことから、時価の算定が困難なため記載しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	53,426	－	53,426
資産計	－	53,426	－	53,426

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づいた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,493円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 171円24銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年10月29日開催の臨時取締役会において、株式会社イデイの全株式（同社が保有する自己株式を除く）を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2024年11月8日に全株式（同社が保有する自己株式を除く）を取得して子会社化が完了いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社イデイ
事業の内容 印刷物、広告の企画、デザイン及び制作

②企業結合を行った主な理由

株式会社イデイが顧客として有する多数の広告主が当社グループの顧客となり、当社の生産力やサービスラインナップと株式会社イデイの販路や企画提案力を組み合わせることで、顧客基盤の強化と業績拡大が期待できると考えたため。

③企業結合日

2024年11月8日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 61,630千円
取得原価 61,630千円

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 38,213千円

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(6)その他

2025年10月期第1四半期連結会計期間末より、従来の単体決算から連結決算への移行を予定しており、株式会社イデイの損益については第2四半期連結会計期間より連結損益計算書に反映させる予定です。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はインクジェットプリントを主力としており、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財またはサービスから生じる収益であり、一定の期間にわたり顧客に移転される財またはサービスから生じる収益の重要性はありません。

よって、開示の重要性は乏しいため記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社では、顧客から代金を前受している重要な取引や、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、記載を省略しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年12月19日

株式会社ビーアンドピー
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 源
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森本 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアンドピーの2023年11月1日から2024年10月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年10月29日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2024年11月8日付けで株式会社イデイの株式を取得し、同社を子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月23日

株式会社ビーアンドピー 監査役会
常勤監査役 高橋正幸 ㊟
社外監査役 野村祥子 ㊟
社外監査役 鳥山昌久 ㊟